

へ特別児童扶養手当▽

◎重度障害のある方には次のような手当が

家庭で介護されている心身に障害のある児童（20歳未満）の福祉の増進を図り、その生活に役立つことを目的として、児童を養育する人に支給される手当です。

◎受給資格者

手当を受けたことがでいる人は、身体や精神に重度の障害のある児童（20歳未満）を養育している人です。また、日本国内に住所がないとき、障害を理由とする年金を受給しているとき、一定額以上の所得があるときなどは、手当が支給されません。

◆特別児童扶養手当支給額◆

児童1人あたりの月額

1級（重度障害児）	50,750円
2級（中程度障害児）	33,800円

◇特別障害者手当

身体や精神に重度の障害があるため、日常生活の中で、常時特別の介護を必要とする20歳未満の在宅の児童（障害児本人）に手当を支給します。

◇障害児福祉手当

身体や精神に重度の障害があるため、日常生活の中で、常時特別の介護を必要とする20歳未満の在宅の児童（障害児本人）に手当を支給します。

◇重度知的障害者及びねたきり身体障害者福祉手当

児童扶養手当・特別児童扶養手当を受給している人は、必ず現況届を提出してください。現況届を提出しないと手当を受けられなくなることがあります。

現況届の提出を忘れない!!

〈提出期間〉

児童扶養手当

8月1日（水）～8月31日（金）

特別児童扶養手当

8月10日（金）～9月11日（火）

※印鑑を必ず持参してください。
※その他必要な書類

※手当を受けたためには申請手続きが必要です。

また、本人やご家族に一定額を超える所得がある場合は、手当を受けたことができません。

◆問い合わせ

福祉課
☎ 82-1114

ひとり親家庭など医療費等助成・施設の減免

母子家庭の母とその児童、父子家庭の父とその児童に対し、医療費などの助成や施設の減免を行っています。（児童とは、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者など）

○医療費助成

医療費、調剤費、診療・調剤報酬証明手数料の一部（事前申請が必要で、一定の所得制限あり）

○持参品 印鑑、保険証、保護者の預金通帳（郵便局不可）

※児童扶養手当受給者と前年度申請者には、7月下旬に申請書を送付します。

○施設の減免

対象施設の個人使用料（夜間の照明料は除く）の一部

○減免対象施設 光B & G海洋センター温水プール
光しあさい公園テニスコート
ふれあい坂田池公園テニスコート
ふれあい坂田池公園陸上競技場

○対象者 母子家庭の母とその児童など
父子家庭の父とその児童など

○減免額 通常料金の1/2
○持参品 印鑑、保険証

◆申請・問い合わせ 福祉課社会福祉班 ☎ 82-1114